

平成27年1月14日(水)

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長 補佐 田野 剛 (内線 7925)

保育士対策係長 山本 大作 (内線 7958)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2542

## 「保育士確保プラン」の公表

厚生労働省では、この度、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を策定しました。

「保育士確保プラン」では、保育士試験の年2回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、更なる推進を図ることとしており、省を挙げて保育士の確保に向けて全力で取り組んでまいります。

### 「保育士確保プラン」の主なポイント

- 国全体で必要となる保育士の数は、平成29年度末時点において「46.3万人」
- 平成29年度末において必要となる保育士「46.3万人」から、平成25年度の保育所勤務保育士数37.8万人及び平成29年度末までの自然体の増加分2万人を差し引いた、新たに必要となる「6.9万人」の保育士を確保するため、新たに以下の取組を実施
  - ・保育士試験の年2回実施の推進
  - ・保育士に対する処遇改善の実施
  - ・保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援
  - ・保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
  - ・保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化
  - ・福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討
- また、従来の保育士確保施策についても、①人材育成、②就業継続支援、③再就職支援、④働く職場の環境改善を「4本の柱」として、引き続き確実に実施するとともに、保育士確保に関する関係機関等との連携強化や施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、更なる推進を図る

## 保育士確保プラン

### 第1 保育士確保プランの趣旨・目的

今般、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）の確実な実施のため、平成27年4月に施行される子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）における地方公共団体の計画を踏まえた国全体で必要となる保育士数を推計したところである。本プランは、その推計に基づき必要である保育士が確保できるよう、国、都道府県、市町村等において人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く職場の環境改善等の施策を強力に推進することを目的とする。

### 第2 国全体の目標

- (1) 加速化プランにおける40万人の保育の量の拡大に伴い、必要となる保育士の確保を図るための取組を推進し、平成29年度末までに、国全体として「46.3万人」の保育士を確保することを目標とする。なお、この「46.3万人」から、平成25年度の保育所勤務保育士数37.8万人及び平成29年度末までの自然増分2万人を差し引く等により算出した、新たに必要となる「6.9万人」（※）の保育士を本プランにより確保する。

これは、新制度において市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」における必要となる保育サービス量の見込みに加え、地域の実情や新制度施行後における更なる保育の質の拡充のための取組等を踏まえ、国全体で新たに確保が必要となる保育士の数を推計したものである。

- (2) 上記(1)の目標達成に向けて、以下の①から③までを推し進める。

- ① 既に加速化プランにより取り組んでいる各種施策の推進
- ② 新たな取組の実施（平成27年度から）
- ③ 更なる検討による施策の強化

### 第3 保育士確保プランによる施策

- (1) 既に加速化プランにより取り組んでいる各種施策の推進

加速化プランによる以下の施策メニューは、地方公共団体による選択により取組が進んでいるが、既に取り組んでいる地方公共団体において施策の効果が出ていることも踏まえ、国としては好事例の横展開を図り、地方公共団体における積極的な活用を促進する。

① 人材育成

- 保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
  - ・ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度の活用
  - ・ 雇用保険の被保険者等に対する厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費支援
  - ・ 保育士修学資金貸付
- 保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
  - ・ 保育士資格を有しない未就業者の就業支援（就労訓練事業、公共職業訓練）
- 国家資格としての保育士の専門性の向上
  - ・ 学生への実践的実習促進や研修による現役保育士の育成強化

② 就業継続支援

- 離職防止のための研修支援
  - ・ 新人保育士対象研修
  - ・ 保育の質の確保のための研修
  - ・ 研修参加に伴う代替職員の確保
  - ・ 離職防止のための研修等に係る助成の活用促進
- 就業継続を図るための各種助成金の活用促進
  - ・ 労働環境整備を通じた職場定着のための助成金の積極的周知
  - ・ 就業継続支援のための助成金の積極的周知

③ 再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの積極的な活用
  - ・ 潜在保育士等に対する就職あっせんや相談支援の実施
  - ・ 再就職前の実技研修 等
- 保育士マッチング強化プロジェクト
  - ・ ハローワークにおける保育士求人に対する求人充足サービスの強化
  - ・ ハローワークと都道府県等との連携による就職支援
  - ・ 「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施
  - ・ 新たに構築する情報公表制度の積極的活用の促進

④ 働く職場の環境改善

- 雇用管理改善を図るための取組の実施
  - ・ 管理者を対象とした研修
  - ・ 好事例集、雇用管理マニュアルの作成・提供
  - ・ 雇用管理状況把握のためのチェックリストの作成
  - ・ 労働環境整備を図るための助成金の積極的周知
- 保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

## (2) 新たな取組の実施

### ① 保育士試験の年2回実施の推進

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項において都道府県知事が年1回以上行うこととされている保育士試験について、当該試験の年2回実施が行われるよう積極的に取り組む。

また、国家戦略特区における「地域限定保育士」（※）制度について、当該制度が創設された場合には、国家戦略特区の都道府県において当該保育士に係る2回目試験が実施されるよう積極的に取り組む。

国としても、保育士試験を年2回実施する都道府県に対し、できる限りの支援を行う。

※ 国家戦略特区の都道府県が行う年間2回目の試験の合格者に3年間当該都道府県内のみで保育士として通用する資格を付与し、当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことを可能とする制度

### ② 保育士に対する処遇改善の実施

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じた処遇改善を進める。

### ③ 指定保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進支援

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所への就職を促すための取組（保育所への現地見学や現役保育士との交流会、保育所就職説明会の定期開催等）を積極的に行っている養成施設に対し、就職促進のための費用を補助する。

### ④ 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用支援

保育士試験を受験する者に対し、受験のための学習費用（受験講座の受講費等）の一部を助成する。

### ⑤ 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

○ 保育所等を離職した保育士に対し、保育士・保育所支援センターへの登録を促進するとともに、再就職希望の状況を随時把握し、再就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供など、再就職に向けたきめ細やかな支援を行う。

○ 再就職支援についての効果的取組例の横展開を図る。

○ シンポジウムの開催や集客力の高い施設での出張相談会の実施など、普及啓発を通じた保育士・保育所支援センターの利用促進を図る。

### ⑥ 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討

社会福祉士や介護福祉士などの福祉系国家資格を有する者について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号に規定する修業教科目の履修の一部免除及び保育士試験の試験科目の一部免除を検討

討する。

#### 第4 都道府県及び市町村における保育士確保対策の促進

第2の目標に掲げる必要となる保育士の確保のためには、都道府県及び市町村における保育士確保対策を推進することが重要であることから、都道府県及び市町村による第3に掲げる各種施策の積極的な活用を促進する。

#### 第5 「保育士確保対策検討会」の設置

保育士確保施策の更なる強化を図るため、有識者や関係団体等で構成する「保育士確保対策検討会」を設置し、保育士確保のための様々な方策等について検討を行う。

また、各自治体の保育士確保の取組のプレゼンテーションや担当者間での意見交換等を行い、保育士確保に関する好事例の選定や当該事例の全国展開、国・自治体間の連携等を図る。

##### 【保育士確保対策検討会において当面考えられる具体的検討事項】

- 保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討
- 保育士養成課程及び保育士試験科目の、他の国家資格との一部共通化の検討
- 潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策の検討
- 保育事業者に対する雇用管理改善の促進のための検討 など

# 保育士確保プラン

## 平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育士数 6.9万人

子ども・子育て支援新制度における市町村計画のサービス量の見込みを踏まえ、地域の実情や子ども・子育て支援新制度施行後における更なる保育の質の拡充のための取組等を基に、国全体で新たに確保が必要となる保育士の数を推計。

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ▶ 平成29年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。
- ▶ 平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組む。

- ☆ 保育士試験の年2回実施の推進【人材育成】
- ☆ 保育士に対する処遇改善の実施【就業継続支援、働く職場の環境改善】
- ☆ 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援【人材育成】
- ☆ 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援【人材育成】
- ☆ 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化【再就職支援】
- ☆ 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討【人材育成】
- ☆ 保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

### 4本の柱

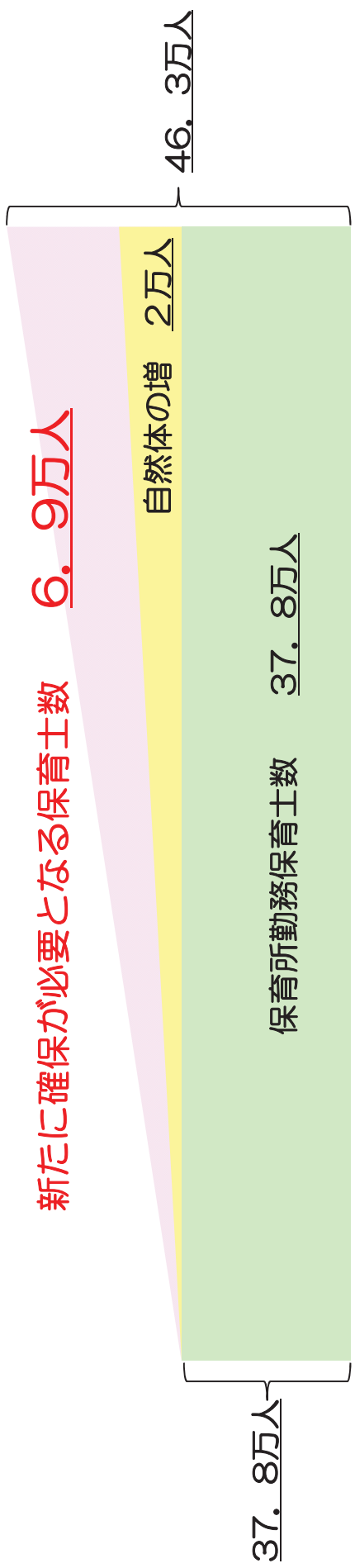
- I 人材育成
  - ・ 保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
  - ・ 保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
  - ・ 国家資格としての保育士の専門性の向上
- II 就業継続支援
  - ・ 離職防止のための研修支援
  - ・ 就業継続を図るための各種助成金の活用促進
- III 再就職支援
  - ・ 保育士・保育所支援センターの積極的な活用
  - ・ 保育士マッチング強化プロジェクト
- IV 働く職場の環境改善
  - ・ 処遇改善
  - ・ 雇用管理改善を図るための取組の実施
  - ・ 保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

# 保育士確保プランによる保育士確保のための取組

【平成25年度】

【平成29年度】



## 6.9万人を確保

加速化プランに基づく保育士確保施策(H25~)  
4.9万人

保育士確保プランの新たな取組  
2.0万人

幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出 **2.5万人**

処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進 **1.5万人**

保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化 **0.9万人**

+

○保育士試験の年2回実施の推進 **0.8万人**

○保育士に対する処遇改善の実施  
○保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進の支援  
○保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援 **1.2万人**

○保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

# 保育士確保プランによる保育士確保に向けた流れ

平成25年度

平成26年度

平成27年度

平成28年度

平成29年度

## 加速化プランに基づく保育士確保施策

- 幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出
- 処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進
- 保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化

※保育士資格取得支援等は、26、27年度以降順次施策効果が実現

必要となる保育士 6.9万人の確保へ

## +

### 保育士確保プランによる新たな取組

- 保育士試験の年2回実施の推進
- 保育士に対する処遇改善の実施
- 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進の支援
- 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
- 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

## +

### 「保育士確保対策検討会」での更なる取組の検討

- 保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討
- 保育士養成課程及び保育士試験科目の、他の国家資格との一部共通化の検討
- 潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策の検討



# 保育士確保プランにおける保育士確保施策について

- 保育士試験の年2回実施の推進【人材育成】
- 保育士に対する処遇改善の実施【就業継続支援、働く職場の環境改善】
- 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援【人材育成】
- 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援【人材育成】
- 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化【再就職支援】
- 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討【人材育成】
- 保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

## I 人材育成

- 保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
  - ・幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度の活用
  - ・雇用保険の被保険者等に対する厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費支援
  - ・保育士修学資金貸付
- 保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
  - ・保育士資格を有しない未就業者の就業支援（就労訓練事業、公共職業訓練）
- 国家資格としての保育士の専門性の向上
  - ・学生への実践的実習促進や研修による現役保育士の育成強化

## III 再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの積極的な活用
  - ・潜在保育士等に対する就職あっせんや相談支援の実施
  - ・再就職前の実技研修等
- 保育士マッチング強化プロジェクト
  - ・ハローワークにおける保育士求人に対する求人充足サービスの強化
  - ・ハローワークと都道府県等との連携による就職支援
  - ・「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施

## II 就業継続支援

- 離職防止のための研修支援
  - ・新人保育士対象研修
  - ・保育の質の確保のための研修
  - ・研修参加に伴う代替職員の確保
  - ・離職防止のための研修等に係る助成の活用促進
- 就業継続を図るための各種助成金の活用促進
  - ・労働環境整備を通じた職場定着のための助成金の積極的周知
  - ・就業継続支援のための助成金の積極的周知

## IV 働く職場の環境改善

- 雇用管理改善を図るための取組の実施
  - ・管理者を対象とした研修
  - ・好事例集、雇用管理マニュアルの作成・提供
  - ・雇用管理状況把握のためのチェックリストの作成
  - ・労働環境整備を図るための助成金の積極的周知
- 保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

## 保育士確保施策の具体的内容①

### 新【保育士試験の年2回実施の推進】

- ・ 年1回以上行うこととされている保育士試験について、保育士試験年2回実施が行われるよう積極的に取り組む。
- ・ 現在議論されている「地域限定保育士」制度について、当該制度が創設された場合には、その推進を積極的に  
行い、国家戦略特区の都道府県において当該保育士に係る2回目試験の実施を促進する。
- ・ 保育士試験を年2回実施する都道府県に対し、国として、できる限りの支援を行う。

### 新【保育士に対する処遇改善の実施】

- ・ 子ども・子育て支援新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じた処  
遇改善を進める。

### 新【保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援】

- ・ 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所への就職を促すための取組（保育所への現地見学や現役  
保育士との交流会、保育所就職説明会の定期開催等）を積極的に行って、養成施設に対し、就職促進のため  
の費用を助成する。

### 新【保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援】

- ・ 保育士試験を受験する者に対し、受験のための学習費用（講座受講費など）の一部を補助する。

### 新【保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化】

- ・ 離職保育士に対し、保育士・保育所支援センターに対する登録を促進し、再就職希望の状況を随時把握し、再  
就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供など、再就職に向けたきめ細かな支援を行う。
- ・ 再就職支援についての効果的取組例の横展開を図る。
- ・ シンポジウムの開催や集客力の高い施設での出張相談会の実施など、普及啓発を通じた保育士・保育所支援セ  
ンターの利用促進を図る。

### 新【福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討】

- ・ 福祉系国家資格を有する者について、指定保育士養成施設における科目の一部の履修及び保育士試験の試験科  
目の一部免除について検討する。

## 保育士確保施策の具体的内容②

### 【保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施】

#### I 人材育成

##### ○保育士資格を取得しやすくするための取組

- ・ 幼稚園教諭免許状を有する者に係る保育士資格取得特例の活用。
- ・ 保育士資格を有していない保育所や認可外保育施設等の保育従事者、幼稚園教諭免許状を有する者に対し、指定保育士養成施設を受講費等を支援。
- ・ 雇用保険の被保険者等が一定の要件を満たす場合、厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費等を支援。
- ・ 指定保育士養成施設の入所者を対象に、修学資金の貸し付けを実施。


##### ○保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成

 就労訓練事業や公共職業訓練（保育士コース）（※）の活用促進を図り、未就業者の保育分野への参入を促進する。

※ 就労訓練事業：生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（生活困窮者であって直近の就労経験が乏しい者等を対象）



※ 公共職業訓練：主に雇用保険受給者に対して委託訓練（保育士コース（2年））を実施。

##### ○国家資格としての保育士の専門性の向上



- ・  学生への実践的実習が行われるよう、保育所と指定保育士養成施設との連携促進を図る。  
都道府県等や保育団体の行う研修の周知を図り、保育士資格取得後の継続的な保育技術向上の機運を高める。

## II 就業継続支援

### ○離職防止のための研修支援

- ・ 新人保育士を対象として、就職前の期待と現実のギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等の業務についての研修を実施。
- ・ 保育士等を対象とした、保育の質の向上のための研修を実施する。
-  保育士の研修参加に伴う代替職員の雇上費を、子ども・子育て支援新制度における公定価格において支援する。また、都道府県等が実施する研修への参加の場合の代替職員支援を継続する。
-  保育所等において、保育士等を対象とした離職防止に資する研修や、管理者に対する保育士の離職防止を図るためのマネジメントの研修を制度化した場合において活用できる「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用促進を図る。  
※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定

### ○就業継続を図るための各種助成金の活用促進

-  評価・処遇制度、健康づくり制度の導入等による労働環境の整備を通じて、従業員の職場定着を図る場合に助成する「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用を促進する。  
※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定
-  その他、就業継続等に資する各種助成金（※）について、その具体的な活用例を示すなどにより、活用を促進する。
  - ※ 子育て短期時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金、キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金
- ・ 厚生労働省ホームページや関係機関に助成金パンフレットを置くなど、積極的に周知を行う。

## 保育士確保施策の具体的内容④

### Ⅲ 再就職支援

#### ○保育士・保育所支援センターの積極的な活用

- ・ 保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等への就職あっせん、相談支援の実施。
- ・ 再就職希望の保育士を対象として、職場復帰のための保育実技研修等を行う。
- △ 保育士・保育所支援センターの全都道府県への設置を目指す。

#### ○保育士マッチング強化プロジェクト

- ・ ハローワークにおける求職者が応募しやすい求人条件の設定、職場の現状等に係る求職者の理解促進など、保育事業者及び求職者双方への働きかけによるマッチングの促進。
- ・ ハローワークと都道府県等の自治体との連携強化による保育人材確保の推進。
- ① ブランク等により応募を躊躇する求職者の不安の緩和及び求人者自ら求職者にアピールできる機会として「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施。

#### ○新たに構築する情報公表制度の積極的活用の推進

- ① 子ども・子育て支援新制度において新たに実施予定の情報公表制度における保育士等の保育従事者に関する情報（離職者数や平均勤続年数）について、積極的に活用を促すことにより、保育士資格を有する者の就業意欲促進を図る。

### IV 働く職場の環境改善

#### ○雇用管理改善を図るための取組

- ・ 保育所管理者（所長等）を対象とした、保育士等の職員の離職防止につながる雇用管理等の研修を実施する。
- 保育所における雇用管理の好事例集や保育所に特化した雇用管理マニュアルを作成し、保育所等に提供する。
- 保育事業者自らが保育所等の雇用管理の状況を把握できるチェックリストを作成する。
- 評価・処遇制度や研修体系制度、健康づくり制度の導入等によって労働環境の整備を図る場合に助成する「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用を促進する。

※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定

#### ○保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

- △ 都道府県等が実施する保育事業者向け説明会等において、保育士・保育所支援センターの役割について周知するなど、保育事業者と保育士・保育所支援センターとのつながりを強化する。

## 「保育士確保対策検討会」の設置について

「保育士確保対策検討会」を設置し、保育士確保のための様々な方策等について検討を行う。

また、「保育士確保対策検討会」の下で、各自治体の保育士確保の取組のプレゼンテーションや担当者間での意見交換等を行い、保育士確保に関する好事例の選定や全国展開、国・都道府県間の連携等を図る。

### 【当面考えられる具体的検討事項】

#### ○保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討

- ・ 保育士資格を有していない子育て支援員などの保育従事者等が、保育士資格を取得しやすくなるための仕組みを検討する。
- ・ 保育所等に勤務する保育士の実務経験年数等に応じ、主任保育士・園長等へとステップアップするための仕組みを検討する。

#### ○保育士養成課程及び保育士試験科目の、他の国家資格との一部共通化の検討

- ・ 保育士養成課程や保育士試験の科目のうち、他の国家資格と内容が共通するものについて、養成校における単位取得免除や保育士試験の一部科目免除について検討する。

#### ○潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策の検討

- ・ 潜在保育士の保育士・保育所支援センターへの登録促進を図るための方策等、潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策について検討する。

#### ○保育事業者に対する雇用管理改善の促進のための検討

- ・ 雇用管理改善に積極的に取り組む保育事業者に対し、インセンティブ付与を検討する。

# 幼児教育の振興と次世代育成支援改革の流れ

平成16～17年度

## ○中央教育審議会 答申

- ・平成17年1月
- ・幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を踏まえ、幼児教育の充実
- ・幼小の連携・接続

## ○中央教育審議会 幼児教育部会と 社会保障審議会 児童部会の合同 の検討会議

- ・平成16年12月
- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・親の就労事情等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本
- ・加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

平成18～20年度

## ○教育基本法の改正 ○学校教育法の改正

- ・平成18年12月
- ・平成19年6月
- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・幼稚園から大学までの体系的・組織的・教育的確保
- ・子どもが最初に入学する学校として、幼稚園を最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

## ○幼稚園教育要領の改訂

- ・平成20年3月
- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、連携・支援
- ・幼児教育の無償化は、我が国にとって国家戦略上、喫緊の課題
- ・幼児教育の無償化（幼稚園と保育所に通園する3～5歳児の保護者負担の無償化）に要する追加公費は、7,900億円と推計

平成21～23年度

## ○緊急経済対策

- ・平成21年12月
- ・幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める
- ・上記制度における新たな給付体系の検討等もあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得る。

## ○子ども・子育てビジョン

- ・平成22年1月
- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。

平成24年度

## ○子ども・子育て関連3法（※） 成立

- ・平成24年8月
- ・子ども・子育て支援法、認定こども園法、関係法律の整備法

## 幼児教育の振興

## 次世代育成支援改革



## 幼児教育とは

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの。
- 近年、諸外国において、質の高い幼児教育がその後における成績向上や進学率の上昇、所得の増大、犯罪率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済的効果を有するとの実証的な研究成果が得られている。

出典： Heckman and Masterov (2007) “The Productivity Argument for Investing in Young Children”

※ 「ペリー就学前計画」とは、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの



## 教育委員会の役割

- 新制度の目的は、“質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供”すること
  - ⇒ 教育・保育施設の量的拡充・提供体制の確保だけが目的ではない。
  - ⇒ 幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育を提供する観点から、**学校教育を所管し専門性を有する教育委員会が積極的に新制度に関与することが不可欠。**
  - ⇒ 教育委員会は、事業計画策定の段階から積極的に参画し、事業計画に基づく取り組みが円滑かつ適切に行われるよう首長部局と連携することが必要。